五　令第七条第一項第一号リ又はルに掲げる取引のうち、特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

六　令第七条第一項第一号カに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ　特定事業者及び日本銀行の間で行われるもので、日本銀行において振替決済がされるもの

ロ　第二号イ若しくはロ又は第三号ロに掲げるものに基づくもの

ハ　法第二条第二項第三十八号に規定する利用者たる顧客が同号に規定するクレジットカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務の提供の事業を営む者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務の提供の事業を営む者に当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する取引に係るもの

七　令第七条第一項第一号タに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ　令第七条第一項第一号タに規定する無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供するもの

ロ　国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るもの

ハ　現金の受払いをする取引で為替取引又は令第七条第一項第一号タに規定する自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等の預金又は貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

ニ　現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又はその代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者（以下「特定金融機関」という。）の例に準じた取引時確認並びに確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

八　令第七条第一項第一号ネに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百二十七条の六第三項本文、第百三十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第百六十七条第三項本文（同法第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）及び第百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係るもの

九　令第七条第一項第一号イ、リ、ル、カ、ネ又はラに掲げる取引のうち、特定通信手段（特定事業者及び日本銀行並びにこれらに相当する者で外国に本店又は主たる事務所を有するもの（以下この号において「外国特定事業者」という。）の間で利用される国際的な通信手段であって、当該通信手段によって送信を行う特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を特定するために必要な措置が講じられているものとして金融庁長官が指定するものをいう。）を利用する特定事業者及び日本銀行並びに外国特定事業者を顧客等とするものであって、当該特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われるもの（外国特定事業者との取引については、金融庁長官が指定する国又は地域に本店又は主たる事務所を有するものとの取引を除く。）

十　令第七条第一項第二号に定める取引のうち、賃貸人が賃貸を受ける者から一回に受け取る賃貸料の額が十万円以下のもの

十一　令第七条第一項第五号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの

十二　令第七条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ　電話を受けて行う業務に係るものであって、電話による連絡を受ける際には法第二条第二項第四十一号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）

ロ　電話（ファクシミリ装置による通信を含む。）を受けて行う業務であって、商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品、権利若しくは役務を提供する契約についての申込みの受付若しくは締結を行う業務に係る契約の締結

十三　令第七条第一項各号に定める取引のうち、次に掲げるもの

イ　国又は地方公共団体を顧客等とし、当該取引の任に当たっている当該国又は地方公共団体の職員が法令上の権限に基づき、かつ、法令上の手続に従い行う取引であって、当該職員が当該権限を有することを当該国若しくは地方公共団体が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

ロ　破産管財人又はこれに準ずる者が法令上の権限に基づき行う取引であって、その選任を裁判所が証明する書類又はこれに類するものが提示され又は送付されたもの

2　令第九条に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。

一　令第九条に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第二条第一号に規定する任意後見契約の締結

二　前号に規定する特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のうち、前項第十三号イ又はロに掲げる取引

第一条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（定義）

**第一条**　この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　特定事業者　犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定事業者をいう。

二　顧客等　法第二条第三項に規定する顧客等をいう。

三　本人特定事項　法第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。

四　関連取引時確認　法第四条第二項第一号イに規定する関連取引時確認をいう。

五　特定取引等　法第四条第四項に規定する特定取引等をいう。

六　国等　法第四条第五項に規定する国等をいう。

七　代表者等　法第四条第六項に規定する代表者等をいう。

八　取引時確認　法第四条第六項に規定する取引時確認をいう。

九　確認記録　法第六条第一項に規定する確認記録をいう。

十　取引記録等　法第七条第三項に規定する取引記録等をいう。

十一　特定受任行為の代理等　法別表第二条第二項第四十三号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。

附則第五条の表第十四条第六号の項中「第十四条第六号」を「第二十一条第六号」に改め、同表第十四条第七号イの項上欄中「第十四条第七号イ」を「第二十一条第七号イ」に改め、同項中欄中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同項下欄中「第十条」を「第九条」に、「第十七条第一項各号列記以外の部分」を「第二十四条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第十七条第一項各号列記以外の部分の項中「第十七条第一項各号列記以外の部分」を「第二十四条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第十七条第二項の項中「第十七条第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

附則第六条を削る。

別記様式第一号から別記様式第五号までを次のように改める。